

## 狩猟者の皆さんへ

狩猟目的で、国有林へ入林される場合は、下記事項を遵守し、事故等を起こさないようご協力をお願いします。

### 記

1. 入林禁止区域（作業予定区域及びその周辺区域等）については、交付された図面や林道ゲート位置に設置する「入林禁止区域図面」等により、その位置を確認すると共に、入林禁止区域内への立入及び発砲は行わないで下さい。
2. 狩猟入林許可区域や土日祝日についても、一般の方及び北海道電力、JR北海道関係職員等が入林している場合がありますので、林内の看板等注意表示を確認し、矢先などに十分ご注意願います。
3. 苫小牧地区については平坦地が多く、国道・道道に隣接していることから、矢先には十分注意願います。
4. 入林中の自然災害、交通事故等については、胆振東部森林管理署では責任を負いかねますので、ご承知おき下さい。
5. 関係法令等を遵守して下さい。
6. 事故等があった場合は速やかに警察署及び森林管理署又は、最寄りの森林事務所に連絡して下さい。

胆振東部森林管理署長

## 狩猟入林の注意事項

狩猟入林は、事前に入林禁止区域の確認を行うと共に、下記事項を遵守して下さい。

### 記

1. 入林の際は必ず入林承認証を携行して下さい。
2. 国有林野内での「たき火」は絶対にしないで下さい。
3. 「空薬莢」や「その他ゴミ」等は、必ず持ち帰って下さい。
4. 立木や標識、工作物等を「的」にした発砲は絶対にしないで下さい。
5. 林道沿線で発砲しないで下さい。
6. 送電線や線路へ向けて発砲をしないで下さい。
7. 森林管理署職員の指示に従って下さい。
8. 事業実行中の作業地の入口付近に、「狩猟禁止」等に表示がある場合は、作業中ですのでその付近では発砲しないでください。
9. 上記の事項に従わない場合、入林承認を取り消す事がありますので注意して下さい。

## 林道通行上の注意事項

許可された車両による林道通行者は、下記事項を厳守して下さい。

### 記

1. 入林する場合は、注意喚起書（別紙様式2）をフロント内側の見やすいところに提示して下さい
2. 作業中等の表示がされている林道には車両を乗り入れないで下さい。林道上での事故の責任は一切負かねます。
3. 林道は幅が狭く一車線であり、カーブ、起伏、対向車との交差があるので、ライトを点灯し、速度を落として安全運転に努めて下さい。
4. カーブでは徐行運転に徹し、必ず警笛を鳴らす等により、衝突の未然防止を図り安全通行して下さい。
5. 林道上の駐車は、他の車両等の通行を妨げますので厳禁とします。駐車する場合は、脇道等に駐車して下さい。
6. ゲート及び施設物等を破損した入林者は、法律によって罰せられます。

## ～ 連絡先 ～

胆振東部森林管理署：0144-82-2161（IP電話：050-3160-5700）

### <白老地区>

白老森林事務所：0144-83-2226  
樽前森林事務所：0144-83-4588  
※白老・樽前は同じ事務所内にあります。

### <苫小牧地区>

苫小牧森林事務所：0144-34-6810  
糸井森林事務所：0144-34-2352  
※苫小牧・糸井は同じ事務所内にあります。

### <むかわ地区>

穂別森林事務所：0145-45-2308  
稲里森林事務所：0145-45-2870  
※穂別・稲里は同じ事務所内にあります